

令和6年第2回定例会

美郷町議会会議録

令和 6年 6月 3日 開会
令和 6年 6月 7日 閉会

美 郷 町 議 会

令和 6 年第 2 回定例会

美郷町議会会議録(第 1 号)

令和 6 年 6 月 3 日

美 郷 町 議 会

令和6年第2回美郷町議会定例会会議録（第1日目）

令和6年6月3日（月曜日）

◎開会日時 令和6年6月3日 午前10時00分 開会
◎散会日時 令和6年6月3日 午前10時55分 散会

◎出席議員（10名）

1番	若杉	伸児君	2番	早川	節夫君
3番	中田	武満君	4番	兒玉	剛士君
5番	山本	文男君	6番	中嶋	奈良雄君
7番	川村	嘉彦君	8番	甲斐	秀徳君
9番	川村	義幸君	10番	那須	富重君

◎欠席議員 なし

◎欠員 11番 小路 文喜君

◎会議録署名議員 3番 中田武満君 4番 兒玉剛士君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 川西ゆきみ君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中	秀俊君	副町長	藤本	茂君
教育長	大坪	隆昭君	会計管理者	泉田	博文君
総務課長	甲斐	武彦君	税務課長	川村	博昭君
企画情報課長	田村	靖君	町民生活課長	黒田	和幸君
健康福祉課長	海野	勝弥君	建設課長	佐藤	文幸君
農林振興課長	松下	文治君	政策推進室長	田常	浩二君
教育課長	鎌田	次郎君	地域包括医療局事務長	田原	裕亮君
南郷地域課長	田中	幸生君	北郷地域課長	長田	孝規君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和6年第2回美郷町議会定例会
議事日程（第1）

令和6年6月3日
午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
3番 中田 武満 議員
4番 兒玉 鋼士 議員
- 日程第2 会期の決定
6月 3日 ～ 6月 7日 5日間
- 日程第3 諸般の報告
(1) 請願陳情の処理経過
(2) 議員派遣結果
(3) 例月現金出納検査
(4) 文教産業常任委員長
- 日程4 報告 第2号 令和5年度繰越明許費の報告について
- 日程5 報告 第3号 令和5年度事故繰越繰越計算書の報告について
- 日程6 報告 第4号 和解の額の決定についての専決処分（専決第2号）の報告について
一 括 報 告
- 日程7 承認 第1号 美郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第3号）の承認を求めることについて
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 日程8 承認 第2号 美郷町税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第4号）の承認を求めることについて
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 日程9 承認 第3号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第5号）の承認を求めることについて
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 日程10 承認 第4号 令和5年度美郷町一般会計補正予算（第12号）の専決処分（専決第6号）の承認を求めることについて
提案理由説明、質疑、討論、採決

- 日程 1 1 承認 第 5 号 令和 5 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 4 号) の専決処分 (専決第 7 号) の承認を求めることについて
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 日程 1 2 議案 第 38 号 宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
提案理由説明
- 日程 1 3 議案 第 39 号 工事請負契約の締結について
- 日程 1 4 議案 第 40 号 工事請負契約の締結について
- 日程 1 5 議案 第 41 号 工事請負契約の締結について
- 日程 1 6 議案 第 42 号 工事請負契約の締結について
- 日程 1 7 議案 第 43 号 工事請負契約の締結について
- 日程 1 8 議案 第 44 号 工事請負契約の締結について
一括 提案理由説明
- 日程 1 9 議案 第 45 号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程 2 0 議案 第 46 号 美郷町道路占用料条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程 2 1 議案 第 47 号 美郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程 2 2 議案 第 48 号 令和 6 年度美郷町一般会計補正予算 (第 1 号)
提案理由説明
- 日程 2 3 議案 第 49 号 令和 6 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程 2 4 議案 第 50 号 令和 6 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 1 号)
一括 提案理由説明

会 議 録

令和6年6月3日
午前10時00分開議

【事務局長 沖田修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

【議長 那須富重】

改めましておはようございます。

第2回美郷町議会定例会に際しまして、一言、御挨拶を申し上げます。

令和6年度最初の定例議会が始まりました。4月の人事異動の後、新たな執行部の体制になって初めての議会であります。どうぞよろしく申し上げます。

今年2月の新聞報道によりますと、美郷町は10年間で人口が25.7%減少しており、県内の市町村で最大の減少率となっております。人口減少は町の大きな課題であり、その解決のため地区別定住戦略に取り組んでおります。

今年に入って本町の地区別定住戦略の取り組みに対し視察申込みの問合せがありました。遠くは北海道また東京からの町村議会の視察申込みが来ております。人口減少は全国的な課題でありまして、地区別定住戦略の取組が注目されている証であると思っております。

さて、今年も田植の季節に入っており農業機械が慌ただしく走り回っております。過去、本町の米が3年連続して日本穀物検定協会の特A評価取得後の後、2年連続して特A評価を逃しております。今、新たにこの特A評価取得を目指して一生懸命に米作りに精を出される方々がおられます。今年は大きな災害もなく実り多い秋を迎えられ、来年2月には再び特A評価の明るい話題が提供されることを皆さんと共に祈りたいと思っております。

本定例会では4名の議員が一般質問を予定しております。21件の議案審議などと併せて住民福祉の向上につなげられるよう活発な議事をお願いいたします。

この定例会が住民の負託に応えられる議会となりますようお願いをし、第2回定例会冒頭の御挨拶に代えさせていただきます。

ただいまの出席議員は10名であります。

ただいまから、令和6年第2回美郷町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番中田武満議員、4番兒玉鋼士議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題とします。

この件につきましては、議会運営委員会において検討がなされましたので、委員長より報告をお願いします。

【議会運営委員長 山本文男】

議長。

【議長 那須富重】

議会運営委員長、山本文男議員。

【議会運営委員長 山本文男】

令和6年第2回美郷町議会定例会について、議長より諮問を受けました会期及び日程につきまして、議会運営委員会は以下のように議長に答申したので御報告いたします。

会期については、本日から6月7日までの5日間とし、会期日程はお手元に配付してある会期及び審議予定表のとおりとしたところです。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

【議長 那須富重】

委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は委員長の報告のとおり、本日から6月7日までの5日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月7日までの5日間に決定いたしました。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議の予定表のとおりであります。

日程第3 諸般の報告を行います。

本日まで受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。記載のとおり処理しましたので報告をいたします。

議長報告はお手元に配付の諸般の報告をもって報告とします。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が、お手元に配付したとおり提出されております。

朗読は省略します。

次に、所管事務調査の結果について、文教産業常任委員長から報告の申出があります。

文教産業常任委員長の報告を求めます。

【文教産業常任委員長 甲斐秀徳】

議長。

【議長 那須富重】

文教産業常任委員長、甲斐秀徳議員。

【文教産業常任委員長 甲斐秀徳】

文教産業常任委員会で、令和6年4月18日に役場委員会室において、2件の調査を実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

まず1件目です。

調査目的 美郷町観光協会の業務内容について

調査者 文教産業常任委員、他議員、議会事務局職員

対応者 副町長、企画情報課長、他担当職員、
美郷町観光協会専務理事、事務局長

調査の概要（意見）

美郷町観光協会の業務内容について、説明を受けた。

（考察）

これからの観光を振興していく上で、その突破口として有効な資源が多い南郷で進めたいとの意向を持っている。

しかしながら、現在の観光協会は観光の情報発信の基本であるホームページが必要な更新が行われていない状況にある。

このことから、他の事務も適正に行われていないと懸念されるので、まずは事務の点検を行い適正事務ができるようにした上で事業を進めるべきである。

少なくとも、ホームページの適切な運用は急務である。また、町のホームページと内容が重複する部分があり、町と連携を図ることで効率的で効果的な運用が可能となると思われる。

また、独自の取組が見えず観光協会の活動の指標である観光客数の動向調査分析が行われていない。南郷いっつもやは5月から週6日営業を目指すとの説明であったが、5月下旬時点ではそのような営業になっていないなどの課題が委員から指摘があった。

その他、高千穂町には多くの観光客が訪れる。その客を美郷町に誘導する事業を望む。観光協会の会員に対して、商品券の返礼を廃止すべきとの意見もあった。

調査の結果、委員会で課題を整理して再度、調査を行うことになりました。

次に、2件目です。

調査目的 みさと産地型商社の業務内容について

調査者 文教産業常任委員、他議員、議会事務局職員

対応者 副町長、政策推進室長、室長補佐

調査の概要

みさと産地型商社の業務内容について、説明を受けた。

（考察）

みさと産地型商社は、県内初の民間出資地域商社として令和3年4月に町の産業の持続的発展に向け、儲かる農林商工業を実現するために設立された。

同年7月からふるさと納税の代行業務や6次産業化推進業務として、地域おこし協力隊伴走支援、栗処さいごうへの経営改善支援、異業種交流サロンの運営サポート、日向備長炭を活用した商品開発を行ってきた。

しかしながら、6次産業化推進業務はふるさと納税寄附額に連動した委託料となっており、当初、目標としていた寄附額に届かず予定していた委託料とならなかった。

また、委託料が変動するため事業量や内容の調整が困難であったことや委託料がなければ事業の展開ができず中核人材の確保もできなかったため、当初、思い描いていた地域資源の活用による商品開発及び販路拡大が厳しい状況であった。

このため、みさと産地型商社は6月に閉鎖をする。また、これに伴いふるさと納税の代行業務も新たな業者に委託することになったとの報告を受けた。

県内初の民間出資地域商社であったが、商社が町の委託料頼りで自走していく取組ができなかったことが継続した経営につながらなかった要因に思える。

県内自治体でも地域商社を設立する取組が多く見受けられるが、当面、地域商社

に頼らない町で6次産業化を推進をするとの説明であった。

また、新たに商品開発セミナーなどを専門家に委託を行っている。

委員からは、6次産業化は費用がかかるが、しっかりと取り組むべきであるとの意見が出された。

今までの地域商社の取組の反省点を教訓として、また、県内外の地域商社の動向を参考として、地域ぐるみでもうかる農林商工業をさらに推進すること。

以上で、委員長の報告を終わります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第2号 令和5年度繰越明許費の報告について

日程第5 報告第3号 令和5年度事故繰越繰越計算書の報告について

日程第6 報告第4号 和解の額の決定についての専決処分（専決第2号）の報告について

以上の3件について、町長からの報告があります。

これを許します。

【町長 田中秀俊】

議長。

【議長 那須富重】

町長。

【町長 田中秀俊】

おはようございます。今日から7日までということで議会定例会が開催ということとあります。その中で、一般質問4名の方から質問をいただくということで、本当にありがとうございます。

今日の朝6時30分に、能登半島でまた大きな地震が発生をしたということとあります。私も常在危機意識という部分で思っております。町民に向けて常在危機意識、自分の命は自分で守ることが先決という意味で、しっかりと周知徹底し体制を取っていきたいと思っております。

それでは報告第2号 令和5年度繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

今回の繰越しにつきましては、令和5年度繰越明許費繰越計算書のとおりであります。

一般会計の電算システム管理事業をはじめとする23事業、合計15億609万円の事業費を繰り越しました。

以上であります。

続きまして、報告第3号 令和5年度事故繰越繰越計算書について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告いたします。

今回の繰越しについては、令和4年度から明許繰越予算により実施しておりました事業において、令和5年台風6号により資材搬入路が被災するなど避け難い事故により令和5年度中に完了しなかった一般会計の3事業に、農業集落排水事業特別会計の1事業を加えた予算の繰越計算書であります。一般会計の3事業、総額2億129万7,505円と、農業集落排水事業特別会計の1事業8,313万4,990円を繰り越しました。

以上です。

報告第4号 和解の額の決定についての専決処分（専決第2号）の報告についての提案理由を申し上げます。

この事案は、美郷町国民健康保険南郷診療所と株式会社テクニカルの間において生じた示談案件に係る和解の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須富重】

以上で、報告第2号から報告第4号までの3件の報告を終わります

日程第7、承認第1号 美郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第3号）の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中秀俊】

議長。

【議長 那須富重】

町長。

【町長 田中秀俊】

承認第1号 美郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第3号）の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

奄美群島振興開発特別措置法第38条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、関係する美郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正が必要になったことから、令和6年3月30日付で所要の改正を行うとともに専決処分を行ったので、議会へ報告し承認を求めるものです。

主な改正内容は、条例の有効期限を令和6年3月31日から令和9年3月31日まで延長するものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第1号 美郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分(専決第3号)の承認を求めることについての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、承認第1号 美郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分(専決第3号)の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

日程第8 承認第2号 美郷町税条例の一部を改正する条例の専決処分(専決第4号)の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中秀俊】

議長。

【議長 那須富重】

町長。

【町長 田中秀俊】

承認第2号 美郷町税条例の一部を改正する条例の専決処分(専決第4号)の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、関係する美郷町税条例を改正する必要性が生じたことから、令和6年3月31日付で所要の改正を行うとともに専決処分を行いました。

主な内容は、令和6年度分個人住民税の定額減税の新設、令和6年能登半島地震災害に係る個人住民税の特別措置等の改正であります。いずれも国の制度や法律公布の関係上、急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告しその承認を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 那須富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから、承認第2号 美郷町税条例の一部を改正する条例の専決処分(専決第4号)の承認を求めることについての採決を行います。
この採決は起立によって行います。
本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。
したがって、承認第2号 美郷町税条例の一部を改正する条例の専決処分(専決第4号)の承認を求めることについては、承認することに決定しました。
日程第9 承認第3号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分(専決第5号)の承認を求めることについてを議題とします。
本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中秀俊】
議長。

【議長 那須富重】
町長。

【町長 田中秀俊】
承認第3号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分(専決第5号)の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。
今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、関係する美郷町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたことから、令和6年3月31日付で所要の改正を行うとともに、専決処分を行いました。
内容につきましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の22万円から24万円に引き上げるとともに、低所得者に対する軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正するものであります。
いずれも国の制度や法律公布の関係上、急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 那須富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。
これから質疑を行います。
質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから、承認第3号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分(専決第5号)の承認を求めることについての採決を行います。
この採決は起立によって行います。
本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。
したがって、承認第3号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分(専決第5号)の承認を求めることについては承認することに決定しました。
日程第10 承認第4号 令和5年度美郷町一般会計補正予算(第12号)の専決処分(専決第6号)の承認を求めることについてを議題とします。
本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中秀俊】

議長。

【議長 那須富重】

町長。

【町長 田中秀俊】

承認第4号 令和5年度美郷町一般会計補正予算(第12号)の専決処分(専決第6号)の承認を求めることについて、提案理由を説明いたします。
この補正は、主として地方交付税や各種交付金、国県支出金等の確定に伴うもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,872万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を99億8,193万2,000円とするものであります。
歳入につきましては、主なものとしまして、町税の収入増により771万1,0

000円の追加、地方譲与税の確定により904万9,000円の追加、地方消費税交付金の確定により1,169万2,000円の追加、自動車税環境性能割交付金の確定により108万1,000円の追加、地方交付税のうち特別交付税の確定により3億406万3,000円の追加、国庫支出金の確定により4,172万7,000円の追加、県支出金の確定により6,595万8,000円の減額、寄附金の確定により4,999万5,000円の減額、繰入金から8,661万9,000円の減額、町債から980万円の減額をいたしました。

歳出につきましては、ふるさと納税返礼品費の減や地区別定住戦略実践事業費の減等により、総務費から8,857万8,000円の減額、民生費から645万円の減額、廃棄物運搬処理費の減等により、衛生費から481万円の減額、各種補助金の確定により、農林水産業費から1,414万円の減額、道路改築改修費や一般住宅支援事業補助金の確定により、土木費から1,120万6,000円の減額、単独事業の農業施設災害復旧事業費の確定等により、災害復旧費から1,230万7,000円の減額が主なものであります。

歳入と歳出の差額分につきましては、財政調整基金や公共施設等整備基金等の基金積立金に3億3,414万7,000円の追加をいたしました。これにより、令和5年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ99億8,193万2,000円となりました。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。

以上で説明を終わります

【議長 那須富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第4号 令和5年度美郷町一般会計補正予算(第12号)の専決処分(専決第6号)の承認を求めることについての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、承認第4号 令和5年度美郷町一般会計補正予算（第12号）の専決処分（専決第6号）の承認を求めることについては承認することに決定しました。

日程第11 承認第5号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分（専決第7号）の承認を求めることについてを議題とします。本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中秀俊】

議長。

【議長 那須富重】

町長。

【町長 田中秀俊】

承認第5号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分（専決第7号）の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

この補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,237万2,000円とするものであります。

補正の内容は、災害復旧工事の県補助金の補助額増嵩により、起債予定額が減額となったことによる補正であります。

歳入につきましては、地方公営企業災害復旧事業債3,100万円を減額し起債限度額を2,100万円としております。

歳出につきましては、予備費を3,100万円減額したところであります。

なお、追加される県補助金につきましては、令和6年度以降に交付されることとなります。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 那須富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第5号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分(専決第7号)の承認を求めることについての採決を行います。
この採決は起立によって行います。
本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、承認第5号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分(専決第7号)の承認を求めることについては承認することに決定しました。

日程第12 議案第38号 宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中秀俊】

議長。

【議長 那須富重】

町長。

【町長 田中秀俊】

議案第38号 宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行による高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の一部改正に伴い、現行の被保険者証が廃止となり、後期高齢者医療制度の事務に係る規定を改めるため、宮崎県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものである。

以上で説明を終わります。

【議長 那須富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第5日目の6月7日に質疑・討論・採決を行います。

日程第13 議案第39号 工事請負契約の締結について

日程第14 議案第40号 工事請負契約の締結について

日程第15 議案第41号 工事請負契約の締結について

日程第16 議案第42号 工事請負契約の締結について

日程第17 議案第43号 工事請負契約の締結について

日程第18 議案第44号 工事請負契約の締結について

お諮りします。

議案第39号から議案第44号までの6件を、一括議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第39号から議案第44号までの6件は一括議題とすることに決定しました。

6件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第39号から議案第44号までの工事請負契約の締結について、一括して提案させていただきます。

今回の議案は、本年5月16日に入札を実施したものであります。

まず、議案第39号 工事請負契約の締結についての提案理由を説明いたします。

この契約は、令和6年度町単独ケーブルテレビセンター放送系設備更新工事で、各ケーブルテレビセンターの放送系の機器を更新するものであります。電気通信工事業の資格を有する5業社により指名競争入札を行った結果、議案書のとおり、西部電気工業株式会社宮崎支店 支店長 梅北兼一氏と1億7,917万1,469円で工事請負契約を締結するものであります。

次に、議案第40号 工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

この契約は、令和6年度5年災(台風6号1号箇所)その他林地峰地線災害復旧工事で、崩壊した法面部の安定を図るため、現場吹付法砕工を施工し復旧することとしております。

町内Aクラスの5業者により指名競争入札を行った結果、議案書のとおり、株式会社 吉田建設産業 代表取締役 吉田優と5,335万円で工事請負契約を締結するものであります。

次に、議案第41号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

この契約は、令和5年度【明許繰越】4年災(台風14号7号箇所)奥地林地 下渡川・日の平線災害復旧工事で、崩壊した法面部の安定を図るため、モルタル吹付工を施工し復旧することとしております。町内Aクラスの5業者により指名競争入札を行った結果、議案書のとおり、株式会社 南郷開発 代表取締役 岩田進一と5,522万円で工事請負契約を締結するものであります。

次に、議案第42号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

この契約は、令和5年度【明許繰越】4年災(台風14号9号箇所)奥地林地 下渡川・日の平線災害復旧工事で、崩壊した路側部の安定を図るため、大型ブロック積工を施工し復旧することとしております。町内Aクラスの5業者により指名競争入札を行った結果、議案書のとおり、株式会社 田村産業 代表取締役 田村義久と7,040万円で工事請負契約を締結するものであります。

次に、議案第43号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

この契約は、令和5年度【明許繰越】3年災(5月豪雨1号箇所)奥地林地 鳥の巣線(3工区)災害復旧工事で、既設の床版部を撤去し、新たに橋を架設し復旧

することとしております。県内特A及びAクラスの6業者により指名競争入札を行った結果、議案書のとおり、株式会社 橋口組 代表取締役 橋口一彦と2億4,200万円で工事請負契約を締結するものであります。

次に、議案第44号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

この契約は、令和6年度5年災（台風6号1号箇所）その他林道 山須原線災害復旧工事で、崩壊した法面部の安定を図るため、現場吹付法砕工を施工し復旧することとしております。県内特A及びAクラスの6業者により指名競争入札を行った結果、議案書のとおり、株式会社 吉田建設産業 代表取締役 吉田優と1億8,480万円で工事請負契約を締結するものであります。

以上、今回発注いたしました工事につきましては予定価格が5,000万円以上でありますので、地方自治法第96条第1項第5号及び「美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

【町長 田中 秀俊】

今の提案理由の中で、株式会社 吉田建設産業 代表取締役「よしだゆう」と言いましたけど、「よしだまさる」ということですので、訂正をお願いします。申し訳ございませんでした。

【議長 那須富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第5日目の6月7日に質疑・討論・採決を行います。ここで、上着を脱ぎたい方はこれを許します。

日程第19 議案第45号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中秀俊】

議長。

【議長 那須富重】

町長。

【町長 田中秀俊】

議案第45号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本町の国民健康保険について、現段階で試算した令和5年度の1人当たりの医療費は県内第3位と高い水準で増加傾向を示す一方で、国保の被保険者数は、前年から5.84%減少して1,307名となり、うち65歳以上が占める割合は56.3%となるなど、保険税負担能力が弱い方々の加入割合が高いという構造的な問題を抱え、依然として厳しい財政運営が続いております。

このような状況は全国的に散見されることから、国は国保の財政基盤の強化を大きな柱とした新たな国保制度を平成30年4月に施行し、この制度改革により、都

道府県が国保の財政運営に係る責任主体を担うこととなり、市町村が個々に運営していた国保事業は新たに導入された納付金制度により県内全市町村による相互扶助の仕組みに変更されております。

この国の指針に基づきまして、県は昨年12月に策定した第3期宮崎県国民健康保険運営方針において、宮崎県の標準的な保険税算定方式を3方式とすることを明記し、令和6年度以降、移行可能な市町村から随時移行することが示されたところであります。

本町としましても、国保事業を健全かつ安定的に運営していくためには、県運営方針や赤字削減・解消計画に適切に対応していく必要があることから、段階的かつ計画的な税率について議論を重ね、去る5月16日の国民健康保険運営協議会の答申も踏まえ、改正案を提出させていただいたところであります。

なお、今回の改正案は、県運営方針に示された保険税算定の方式に基づき、現行の4方式を3方式に変更するため、対象となる資産割を令和6年度から段階的に削減し、4年後の令和9年度に廃止するものであります。

具体的には、令和6年度から令和9年度までの保険税率について、コロナウイルス感染症の影響を受ける前の年度である平成30年度から令和2年度までの県標準税率に、当該年度に示された県標準税率を加えた4年分の平均税率により算定することとし、計画的かつ安定的な見直しを講ずることとしております。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第5日目の6月7日に質疑・討論・採決を行います。

日程第20 議案第46号 美郷町道路占用料条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中秀俊】

議長。

【議長 那須富重】

町長。

【町長 田中秀俊】

議案第46号 美郷町道路占用料条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

道路法第39条において、道路管理者は道路の占用につき占用料を徴収することができることとされております。また、占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例で定めるとされております。

今回の改正内容は、宮崎県道路占用料徴収条例（昭和43年宮崎県条例第3号）の占用料の一部が令和6年4月1日に改正されたことを踏まえ、美郷町道路占用料条例の一部を改正するものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 那須富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第5日目の6月7日に質疑・討論・採決を行います。

日程第21 議案第47号 美郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中秀俊】

議長。

【議長 那須富重】

町長。

【町長 田中秀俊】

議案第47号 美郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、令和5年6月9日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）、及び令和6年4月12日の、当該法律の施行期日を定める政令（令和6年政令第169号）の公布に伴うものであります。

法律について、情報提供ネットワークを使用することにより特定個人情報の照会・提供が可能な事務及び個人情報that定められていた別表第2が削除される等の改正が行われたため、これに伴い条例中の用語標記等について所要の改正を行うものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 那須富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第5日目の6月7日に質疑・討論・採決を行います。

日程第22 議案第48号 令和6年度美郷町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中秀俊】

議長。

【議長 那須富重】

町長。

【町長 田中秀俊】

議案第48号 令和6年度美郷町一般会計補正予算（第1号）について、説明いたします。

今回の補正は、主として人事異動に伴う人件費の組替えに加え、緊急的に予算措置の必要が生じた諸事項に係る経費を計上するもので、歳入歳出予算の総額に、歳

入歳出それぞれ7,236万2,000円を追加し、予算の総額を108億4,303万7,000円とするものです。

歳入予算の補正につきましては、県支出金に584万6,000円を追加、寄附金の企業版ふるさと寄附金に1,678万円を追加、繰入金に財政調整基金繰入金3,563万6,000円を追加、諸収入にコミュニティ助成事業助成金1,410万円を追加しました。

続いて、歳出予算についてです。

議会費に337万7,000円の追加、総務費に2,106万8,000円の追加、民生費に828万7,000円の追加、衛生費に364万8,000円の追加、農林水産業費から330万2,000円の減額、商工費に282万7,000円の追加、土木費に419万4,000円の追加、工事用資材リース料と道路安全施設整備工事費の追加が主なものであります。

消防費に147万9,000円の追加、教育費に1,373万6,000円の追加、これは、移動図書館車の購入費の追加などです。

次に、災害復旧費に1,620万円の追加、これは、町道災害復旧箇所の増破による追加経費によるものです。

最後に、諸支出金に84万8,000円を追加しました。

これらによりまして、歳入歳出予算総額が108億4,303万7,000円となりました。

以上で説明を終わります。

【議長 那須富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第5日目の6月7日に質疑・討論・採決を行います。

日程第23 議案第49号 令和6年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第24 議案第50号 令和6年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

お諮りします。

議案第49号から議案第50号までの2件を、一括議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか

（「異議なし」との声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号から議案第50号までの2件は一括議題とすることに決定しました。

この2件につきましては、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第49号 令和6年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出から、それぞれ39万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,354万円1,000円とするものであります。

まず、歳入予算につきましては、国民健康保険税の本算定による税額の確定により876万円の減額、また、国庫支出金の社会保障・税番号システム整備費補助金に25万8,000円、繰入金810万3,000円の追加予算を計上しております。

続いて、歳出予算につきましては、総務費の一般管理費として39万6,000円の追加、人事異動による人件費の減として79万5,000円の減額予算をそれぞれ計上しております。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第50号 令和6年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出について321万7,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、遠隔読影システム導入にかかる経費であります。補正の主な内容は、CTやX線等の画像を読み取り、診断を行う読影について外部機関へ依頼するための遠隔読影システムの使用料であります。また、資本的収入及び支出については、この遠隔読影を行うためのシステム改修及び調剤室の改修に伴う錠剤棚購入費を計上しております。

なお、資本的収入に関しましては、資本的支出に係る経費の2分の1に相当する額を一般会計からの繰入金として計上しております。

以上で説明を終わります。

【議長 那須富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第5日目の6月7日に質疑・討論・採決を行います。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、6月4日火曜日は定刻午前10時に本会議を開きます。時間をお間違えないようお願いいたします。

本日は、これで散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

（散会午前10時55分）